

第16号の9様式記載要領

- 1 この申告書は、法第122条の規定により自動車取得税の納付に関し申告等を行う場合、また、法第152条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。
また、同一都道府県内における移転登録による自動車税の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車取得税の課税対象外、他の都道府県からの移転登録の場合等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「登録(取得・変更・廃車等)年月日」、「初度登録年月(初度検査年)」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 6 「用途」の欄で「07. バス(その他)」又は「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地までを記入すること。
また、納税義務者等がビル等に同居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月(初度検査年)からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 12 「時限的軽減措置」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 - (イ) 電気・天然ガス自動車(非課税) …… 1
 - (ロ) プラグインハイブリッド自動車(非課税) …… 2
 - (ハ) ハイブリッド自動車(乗用車等)(非課税) …… 3
 - (ニ) ハイブリッド自動車(バス・トラック)(非課税) …… 4
 - (ホ) 低排出ガスディーゼル乗用車(非課税) …… 5
 - (ヘ) 低排出ガス重量車基準適合車(1/4税率) …… 6
 - (ト) 17年排出ガス75%低減かつ燃費+25%達成車(1/4税率) …… 7
 - (チ) 17年低排出ガス重量車基準適合車(1/2税率) …… 8
 - (リ) 17年排出ガス75%低減かつ燃費+15%達成車(1/2税率) …… 9
- 13 「低燃費車特例」の欄には、法附則第12条の2の2第12項又は第13項の規定の適用を受けようとするか否かについて該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 14 「17年排出ガス75%低減かつ燃費+25%達成車(1/4税率)」若しくは「17年排出ガス75%低減かつ燃費+15%達成車(1/2税率)」として「時限的軽減措置」の適用を受ける場合又は「低燃費車特例」の適用を受けようとする場合は、「燃費」の欄に必要事項を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」及び「構造」の各欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、次の要件のいずれにも該当する場合には「A」を、「A」以外の場合には「B」を選択すること。
 - (イ) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - (ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - (ハ) 運転室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る。)であること。
- 15 「低公害車特例」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 - (イ) 電気・天然ガス自動車(2.7%控除) …… 1
 - (ロ) プラグインハイブリッド自動車(2.4%控除) …… 2
 - (ハ) ハイブリッド自動車(乗用車等)(1.6%控除) …… 3
 - (ニ) ハイブリッド自動車(バス・トラック)(2.7%控除) …… 4
 - (ホ) 低排出ガス重量車基準適合車(2.0%・1.0%控除) …… 5
 - (ヘ) 低排出ガスディーゼル乗用車(1.0%・0.5%控除) …… 6
- 16 「現実の取得価額」の欄には、法第118条第2項第1号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得である等、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること。
- 17 「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。
- 18 「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているステレオ、アルミホイール等、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。

